

平成22年度関東女子倶楽部対抗～報知杯～東京ブロック予選競技
 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 12倶楽部・60名)

期日：平成22年6月11日(金)

場所：八王子カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	関口 和恵	桜ヶ丘	越水 信子	東京よみうり	伊原 節子	多摩	江口 章子	八王子
2	8:09	浅見 玉江	相武	松本 洋子	東京五日市	大木 君江	青梅	番場 とし子	GMG八王子
3	8:18	福田 光子	相武	増田 厚子	青梅	中森 瑞子	東京よみうり	遠藤 節子	八王子
4	8:27	阿部 淳子	桜ヶ丘	上平 陽子	八王子	竹内 律子	東京国際	小俣 静江	東京五日市
5	8:36	橋本 裕美子	多摩	土方 紀子	武蔵野	杉本 てい子	相武	高橋 依巳	GMG八王子
6	8:45	土方 美代	武蔵野	安彦 真佐子	東京五日市	高橋 照子	多摩	島野 和子	東京国際
7	8:54	牧野 徳子	桜ヶ丘	加藤 浪江	武蔵野	佐藤 満寿子	青梅	佐藤 茂代	東京よみうり
8	9:03	坂本 晴子	八王子	大越 比佐子	相武	古澤 トモ子	府中	大山 孝子	東京五日市

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	佐渡 和子	府中	関野 チエ子	武蔵野	足立 卷子	東京国際	松島 君子	立川国際
2	8:09	瀬野 ちどり	桜ヶ丘	山崎 満江	多摩	寺井 恵美	府中	木下 昭子	東京国際
3	8:18	秋田 のぶ子	武蔵野	小池 佳代	立川国際	越川 富士子	東京五日市	坂下 孝子	GMG八王子
4	8:27	松浦 昭子	東京よみうり	矢島 ひろみ	府中	岸野 光枝	立川国際	小林 道子	青梅
5	8:36	松本 由利	桜ヶ丘	田村 静江	府中	伊藤 早苗	相武	三好 枝里可	東京よみうり
6	8:45	齊藤 恵美子	青梅	矢崎 順子	八王子	石井 京子	立川国際	中村 良枝	GMG八王子
7	8:54	山内 啓子	東京国際	富永 純子	GMG八王子	伊藤 彩子	多摩	上條 貴美子	立川国際

競技委員長 岩田 淳子

平成 22 年度 関東女子倶楽部対抗東京ブロック予選競技

開催日 :平成 22 年 6 月 11 日(金)

開催コース :八王子カントリークラブ

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I(c)1b』を適用する(ゴルフ規則 186 ページ参照)。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I(c)1a』を適用する(ゴルフ規則 184 ページ参照)。

5. スタート時間

『ゴルフ規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 187 ページ参照)。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I(c)6b』を適用する(ゴルフ規則 190 ページ参照)。

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 :短いサイレンを繰り返して通報する。

陰悪な気象状況による即時中断 :1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 :競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I(c)3』を適用する(ゴルフ規則 188 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**
8. 7 番と 6 番ホール、7 番と 8 番ホール、14 番と 15 番ホール、15 番と 17 番ホールおよび 18 番と 12 番ホールの間の白杭を結ぶ線を越えて、**現にプレーしているホール以外のコース上に止まった球**は、アウトオブバウンズの球とする。
9. コース内の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その**障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイント**を決めなければならない。
10. 12 番ホールのラテラル・ウォーターハザード内の橋はプレー禁止とする。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1倶楽部 5 コインを限度とする。
3. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

競技委員長 岩田 淳子